

第3 回福祉人材確保対策検討会（H26.7 .1 ）
構成員提出資料3 （高橋構成員）

第3 回福祉人材確保対策検討会

発表資料

平成 26 年 7 月 1 日（火）

午前 10 時～

全国福祉高等学校長会

理事長 高橋 福太郎

1. 福祉系高校の現状とこれまでの経緯

(1) 平成19年度法改正

■ 改正の背景

近年の介護・福祉ニーズの多様化・高度化に対応し、**人材の確保・資質向上を図る**ことが求められている。それは、認知症の介護など従来の身体介護にとどまらない新たな介護サービスへの対応が求められた。

■ 改正のポイント

- ・ 介護福祉士の行う介護を「入浴、排泄、食事その他の介護」から**「心身の状況に応じた介護」に改める**など、定義規定を見直した。
- ・ 個人の尊厳の保持、認知症等の心身の状況に応じた介護、福祉サービスの提供者、医師等の保健医療サービス提供者等との連携等について新たに規定するなど義務規定を見直した。
- ・ **資質の向上を図るため、すべてのものは一定の教育プロセスを経た後に国家試験を受験するという形で介護福祉士の資格取得方法を一元化**した。

■ 3ルートにおける国家資格取得方法の見直し

- ① **養成施設卒業者は、資格を取得するためには新たに国家試験を受験する**仕組みとする。
- ② **福祉系高校については、教科目・時間数だけでなく新たに教員要件、教科目の内容等にも基準を課す**とともに、**文部科学大臣・厚生労働大臣の指導監督に服する**仕組みとする。
- ③ **実務経験（3年以上）に加え、新たに6ヶ月以上の養成課程（通信等）を経た上で国家試験を受験する**仕組みとする。

■ 介護福祉士養成におけるカリキュラム

※カリキュラム改正の趣旨

平成19年度、3ルートにおける教育内容の見直しは、介護福祉士制度創設後20年間の教育を踏まえ、現行の教育内容を「介護」の枠組みの中で統合再編することを基本とし、**介護ニーズの変化を踏まえて介護実践に資する教育内容となるよう充実させ、介護福祉士の資質の向上を強化したものである。**

① 高等学校の教育課程

1) 平成20年度まで【旧カリキュラム】 1,190時間 (34単位) + 国家試験

教科	科目	単位数
福祉	社会福祉基礎	4
	社会福祉制度	2
	基礎介護	6
	社会福祉援助技術	4
	社会福祉実習	6
	社会福祉演習	4
家庭	家庭総合	4
看護	看護基礎医学	4
合計		34 (1,190時間)

2) 平成21年度から【新カリキュラム】 1,820時間 (52単位) + 国家試験

教科	科目	福祉系高校 単位数	特例高校 単位数
福祉	社会福祉基礎	4	4
	介護福祉基礎	5	4
	コミュニケーション技術	2	2
	生活支援技術	9	6
	介護過程	4	3
	介護総合演習	3	2
	介護実習	13	4
	こころとからだの理解	8	5
公民、数学、 理科又は家庭	人間と社会に関する 選択科目	4	4
合計		52 (1,820時間)	34 (1,190時間+9ヶ月実務経験)

(備考) 各科目の単位数は、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算する。

※旧カリキュラム

$$: 34 \times 35 = 1,190 \text{時間}$$



(+18単位:630時間)

※21年度からのカリキュラム (福祉系高校) : 52 × 35 = 1,820時間

(特例高校) : 34 × 35 = 1,190時間

改正前は、旧カリキュラムの科目及び単位数を満たせばよかった(指定を受ける必要はなかった)が、改正後は、省令に定める基準(新カリキュラム、教員要件、設備等)を満たし、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定を受ける必要がある。《養成校と同等の基準となった》

この単位数(時間数)を確保するため、授業の7時間目・長期休業時の授業追加等を各校で導入。

② 養成校の教育課程

1) 平成22年度まで 【旧】2年課程 1,650時間 (国家試験なしで資格付与)

	教育内容	時間数
基礎科目	人間とその生活の理解 (内容自由)	120
専門科目	介護概論 (講義)	80
	医学一般 (講義)	90
	精神保健 (講義)	30
	社会福祉概論 (講義)	80
	老人福祉論 (講義)	60
	障害者福祉論 (講義)	30
	リハビリテーション論 (講義)	30
	社会福祉援助技術 (講義)	30
	社会福祉援助技術演習 (演習)	30
	レクリエーション活動援助法 (演習)	60
	老人・障害者の心理 (講義)	60
	家政学概論 (講義)	60
	家政学実習 (実習)	90
	介護技術 (演習)	150
	形態別介護技術 (演習)	150
介護実習指導 (演習)	90	
介護演習 (演習)	450	
合 計		1,650

2) 平成23年度から 【新】2年課程 1,800時間 + 国家試験

領域	教育内容	時間数	
人間と社会	必修 人間の理解 社会の理解	人間の尊厳と自立	30以上
		人間関係とコミュニケーション	30以上
		社会の理解	60以上
	選択	※上記必修科目のほか、人間と社会に関する選択科目	
小 計		240	
介護	介護の基本	180	
	コミュニケーション技術	80	
	生活支援技術	300	
	介護過程	150	
	介護総合演習	120	
	介護実習	450	
	小 計	1,250	
こころのしくみ ところからだ	発達と老化の理解	60	
	認知症の理解	60	
	障害の理解	60	
	こころとからだの理解	120	
	小 計	300	
合 計		1,800	

■ 福祉系高校における「教員の資格」と「実務経験の義務化」

教科「福祉」教員免許状 ※1) + 介護福祉士(看護師)等の資格 ※2) + 5年以上の実務経験 ※2)

		研修事業
教科「福祉」 教員免許状 所持教員	<p>※1) 介護福祉士等の資格を取得していないもの 「介護福祉士等に係る講習」を、現職教員を対象として全国数ブロックに分けて開催。 (介護福祉士・看護師等の資格に代わる講習)</p>	<p>期間) 平成20年度～25年度 主催) 文部科学省 (注) 26年度以降は開催予定なし</p>
	<p>※2) 5年以上の実務に従事していないもの 「介護技術等に係る研修」は施設等での介護現場実習・介護技術等の代替講習受講(2年分のみ)が必要。 (期間は5年間の継続的な研修とする)</p>	<p>○教員個人が施設へ依頼し現場実習に行く(年5日間) ○平成21年度～29年度までに終了する(5年継続実施) (注) 25年度に受講していなければ該当しない ○代替講習は5年間の内2年分。 平成22年度～24年度には全国福祉高等学校長会主催でも実施。</p>

■ 福祉系高校における「教育機器の整備義務化」

品名	数量
実習用モデル人形	2
人体骨格模型	1
成人用ベッド	学生5人に1
移動用リフト	1
スライディングボード・スライディングマット	適当数
車いす	学生5人に1
簡易浴槽	1
ストレッチャー	2
排せつ用具	適当数
歩行補助つえ	適当数
盲人安全つえ	適当数
視聴覚機器	適当数
障害者用調理器具、障害者用食器	適当数
和式布団一式	1

(2) 平成23年度法改正（介護サービス基盤強化に伴う改正）

■ 医療的ケアに関するカリキュラム追加義務

… 50時間（高等学校は1単位分）追加 + 国家試験への出題

教科	科目	福祉系高校 単位数	特例高校 単位数
福祉	社会福祉基礎	4	4
	介護福祉基礎	5	4
	コミュニケーション技術	2	2
	生活支援技術 (医療的ケア含む)	10 (9)	7 (6)
	介護過程	4	3
	介護総合演習	3	2
	介護実習	13	4
	こころとからだの理解	8	5
公民、数学、 理科又は家庭	人間と社会に関する 選択科目	4	4
合 計		53 (1,855時間)	35 (1,225時間+9ヶ月実務経験)

単位数の（ ）内は、増単前の数字

■ 医療的ケア指導のためにそろえた教育用機械器具及び模型

- 吸引装置一式 … 相当数
- 経管栄養用具一式 … 相当数
- 処置台またはワゴン … 相当数
- 吸引訓練モデル … 相当数
- 経管栄養訓練モデル … 相当数
- 心肺蘇生訓練用機材一式 … 相当数
- 人体解剖模型 … 1

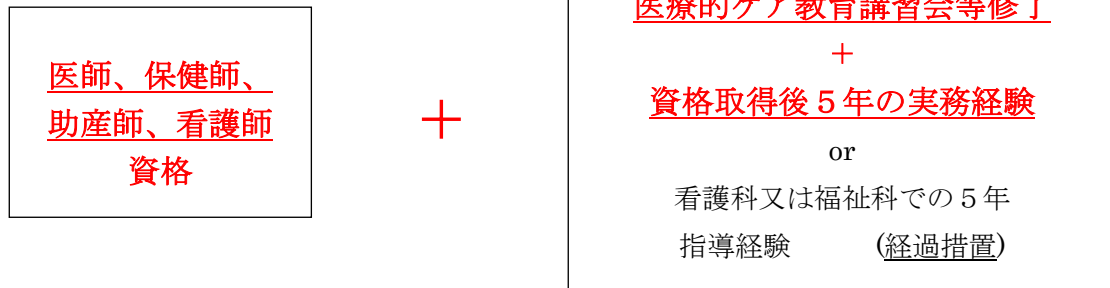
(相当数については生徒数や授業形態による。)

(例：生徒40人→8人ずつの5グループで指導→5つ必要)

※ 教育機器等については原則として設置者が所有するものとなっており、27年度卒業生（25年度入学生）に対応できるため、ほとんどの学校が既に取り揃えている。

■ 医療的ケアを教授する教員要件

① 教員要件



② 講習会の実施

全国福祉高等学校長会では、要件を満たす有資格者を各校で確保できるように、平成23年度、平成24年度にわたり、本会主催で『医療的ケアに関する教員講習会』を実施。

2年間で合計195名（23年度：99名、24年度：96名）を修了認定している。

また、今年度も8月に実施する予定である。

③ 教員確保の厳しい実態

高等学校において、この医療的ケアを教授できる要件をすべて満たせる専門的な教員の確保は非常に難しく、“福祉系高校”として介護福祉士を養成することを断念（指定校取消）した学校もある。

(3) 平成26年 国家試験受験の変更先送りと医療的ケアに関する義務化解除

■ 1年間の再延期と検討会への持ち越し

質の向上を目指して、すべてのルートで国家試験を受験することが法律で定められたが、養成校では平成24年度から実施予定だった国家試験受験を医療的ケア導入等の見直しを理由に平成27年度へ延期することとなった。

さらに、1度目の延期により2015（平成27）年度から国家試験を受験する予定が、26年1月に介護分野の人手不足を理由に1年間先送りとなった。

平成19年度の改正後、養成校における国家試験受験実施の先送りは2度目である。

■ 医療的ケアに関する義務化解除

上記(2)で記載のように、23年の法改正により医療的ケアの領域については27年度国家試験に出題されるとし、福祉系高校では25年度入学生（特例校においては24年度）から「授業時間の確保」「機器の整備」「教員の確保」が義務付けられた。

高等学校において、すでに整備がされている現状にも関わらず、26年3月31日に厚生労働省より『27年度国家試験範囲には医療的ケア領域は含まれない。』『27年度卒業生については必ずしも必修ではない。』との方針が発表された。

(4) 法改正後の福祉系高校の状況について

① 法改正後の介護福祉士養成学校数

	福祉系高校	特例高校	合計
平成 21 年度	107	56	163
平成 22 年度	110	55	165
平成 23 年度	113	55	168
平成 24 年度	117	56	173
平成 25 年度	115	50	165
平成 26 年度	117	42	159

(特例校は 26 年度以降募集停止)

社会における福祉人材の必要性を十分に理解し、厳しいながらも介護福祉士を養成できるような“福祉系高校”に申請する学校が法改正当初の 21 年度より増えてきている。

(特例高校から福祉系高校へステップアップしている学校もあるため、微増している。)

② 入学者数 (充足率)

										(参考)		
	福祉系高校			特例高校			合計 (介護福祉士養成高校)			大学	短大	専門学校
	定員	入学者数	充足率	定員	入学者数	充足率	定員	入学者数	充足率	充足率	充足率	充足率
平成 21 年度	3,917	3,197	81.62%	2,568	1,429	55.65%	6,485	4,626	71.33%	51.92%	57.67%	54.95%
平成 22 年度	4,017	3,476	86.53%	2,523	1,517	60.13%	6,540	4,993	76.35%	57.90%	66.05%	81.85%
平成 23 年度	4,072	3,360	82.51%	2,668	1,643	61.58%	6,740	5,003	74.23%	65.09%	60.85%	72.79%
平成 24 年度	4,056	3,399	83.80%	2,360	1,566	66.36%	6,416	4,965	77.38%	59.02%	60.12%	69.68%
平成 25 年度	4,136	3,352	81.04%	2,636	1,418	53.79%	6,772	4,770	70.44%	54.10%	67.00%	72.90%
5年間の平均			83.10%							57.61%	62.34%	70.43%

福祉系高校における入学者の充足率は、他の養成校よりも高い数字で安定している。

③ 介護福祉士国家試験の合格率

(全国福祉高等学校長会 加盟校調査)

受験年度	旧カリキュラム			新カリキュラム (福祉系高校)		
	平成20年度 (H21.3卒者)	平成21年度 (H22.3卒者)	平成22年度 (H23.3卒者)	平成23年度 (H24.3卒者)	平成24年度 (H25.3卒者)	平成25年度 (H26.3卒者)
(回答) 受験校数	168	169	154	102	105	107
受検者数	4,162	3,904	3,265	2,522	2,688	2,547
合格者数	2,688	2,492	2,158	2,102	2,258	2,234
(合格率)	64.6%	63.8%	66.1%	83.3%	84.0%	87.7%
					(参考) 特例高校	
				回答校数	7	14
				受検者数	47	90
				合格者数	38	67
				(合格率)	80.9%	74.4%

平成21年度入学生(23年度卒業)から、新カリキュラムによる学習及び介護実習を経ての受験となり、**合格率は非常に高いもの**となった。

④ 進路状況

(全国福祉高等学校長会 加盟校調査)

卒業年度	平成20年度 (H21.3卒者)	平成21年度 (H22.3卒者)	平成22年度 (H23.3卒者)	平成23年度 (H24.3卒者)	平成24年度 (H25.3卒者)	平成25年度 (H26.3卒者)
就職者数 (A)	3,542	3,105	2,366	2,683	2,610	2,547
内、福祉関係就職者数 (B)	2,000	2,099	1,684	2,038	2,099	2,047
(福祉就職率) B/A%	56.5%	67.6%	71.2%	76.0%	80.4%	80.4%
進学者数 (C)	4,568	4,314	2,827	3,122	2,466	2,460
内、福祉関係進学者数 (D)	1,788	1,537	1,298	1,367	1,391	1,290
(福祉進学率) D/C%	39.1%	35.6%	45.9%	43.8%	56.4%	52.4%

新カリキュラムでの学習により専門性が高まったことと、大幅に増えた介護実習により現場の理解が深まったことで、即戦力として従事できる**福祉関係への就職率が高くなった**。

進学についても、**高校で福祉を学び、介護の専門職としての土台作りを経る**ことにより、社会福祉士などの**より高度で専門的なステップアップを目指し**、福祉関係へ進学する傾向がみられる。

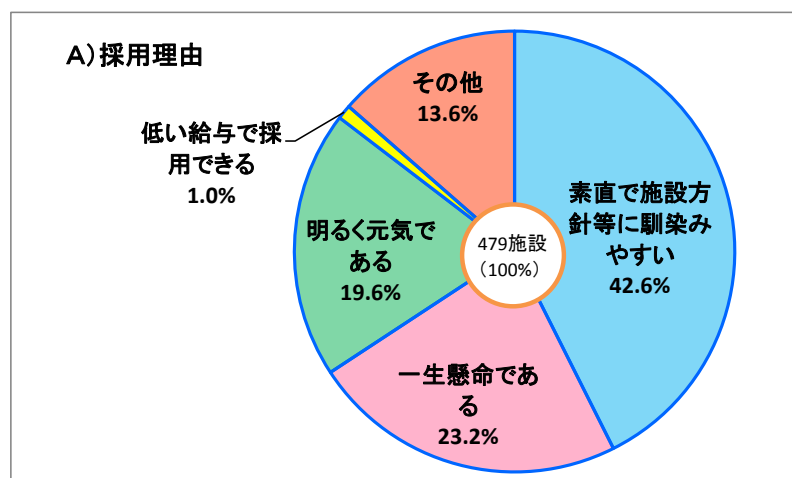
⑤ 福祉系高校等の卒業生に関する「福祉施設からの評価」

平成17年度の士法改正検討の際に、社会が求める高校福祉教育の在り方を知るため、高校福祉教育を受け入れしている福祉施設へのアンケートを実施。今回、法改正後の高校福祉教育に対する評価を改めて知るために福祉系高校及び特例高校の実習生・卒業生を受け入れしている538施設に過去同様のアンケートを依頼した。過去の調査時同様、施設側からの関心の高さがうかがえる479施設（89.0%）から回答をいただき、高校の福祉教育に対する期待を感じる回答数である。

（※17年度調査時の回答は84.2%。関心の高さは以前にも増すものとする。）

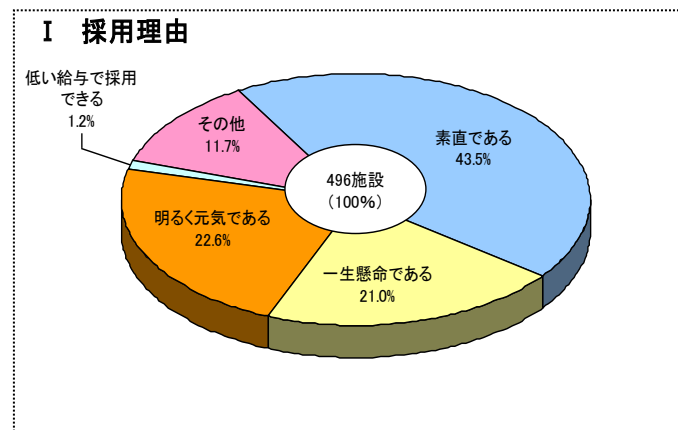
アンケートの設問内容は17年度と現在の評価を比較できるようにほぼ同じものを実施した。

設問A) 福祉系高校及び特例高校卒業の介護福祉士を採用する理由について



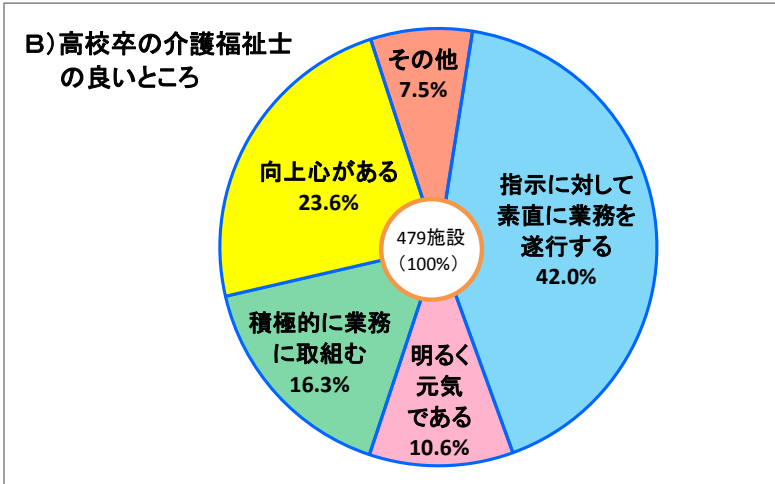
左図が26年度の調査結果、下図が17年度の調査結果である。各項目とも回答結果にほとんど差はない。

採用理由で最も多い回答は「素直であり、施設方針に馴染みやすい」(42.6%)。これは、法改正により、福祉系高校の実習時間が大幅に増えたことも理由の一つとなっている。**実習で施設の方針や環境等を知り、その施設を就職希望する生徒も少なくない。そういう生徒は採用後も定着率が高い**という。また、高校生という若い段階から福祉に興味・関心を持ち進路を見据えて学んでいるため、**福祉に対する志が高く、介護職として働く意欲と希望があり、育て甲斐がある**という。さらに、『若さと初々しさで一生懸命に取り組む姿がご高齢の利用者様にうけがよい』との回答もある。**福祉系高校卒業の介護福祉士は資格取得率も高く、他の養成課程卒業者と同じく知識・技術ともに即戦力として働けている。**また、特例高校卒業生に関しては受験資格を持って就職するため合格の期待度も高く、資格取得へ積極的であるという。



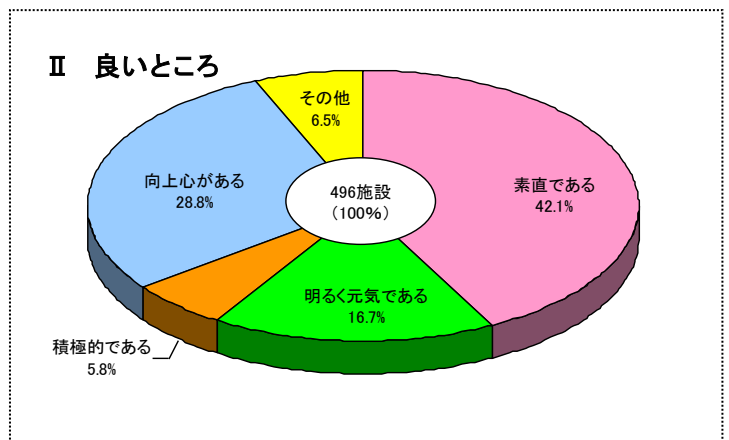
『地元の施設へ実習に行っているため、**地元での就職も多い。そのため、就職後に社会人1年目で体験する「辛い・辞めたい」等の不安要素を家族が軽減してくれる環境にあることも魅力**である』という回答もあった。

B) 福祉系高校及び特例高校卒業の介護福祉士の良いところについて

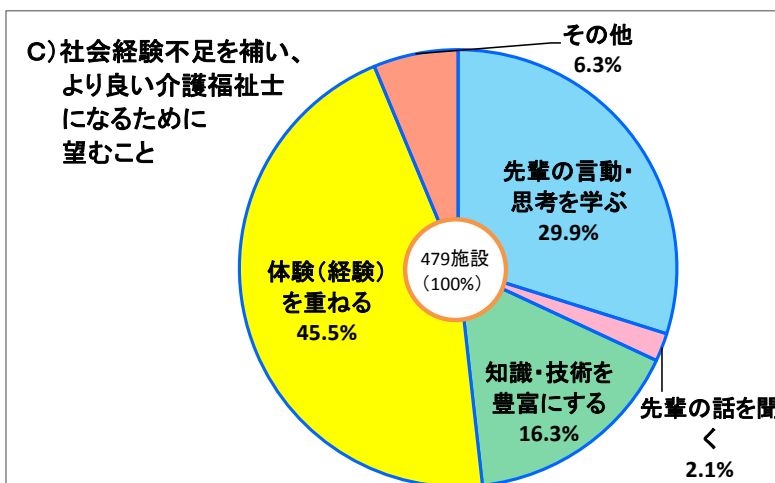


左図が26年度の調査結果、下図が17年度の調査結果である。

ここでも、介護に対する志が高くマニュアルの理解や素直に指示を吸収することが高い評価を得ている。「積極的に業務に取り組む」という回答が過去より10%以上も高くなった。これは卒業時に身に付く知識・技術が過去よりも高くなったためであると推察する。『10代の若い方に排泄等の介護は厳しいのではと思う反面、高校でしっかりと学んでいるため、実習も含め明るく笑顔で接して取り組む姿に先輩職員が学ぶものもある』という回答もあった。また、その他として、『目標をもって福祉系高校に進み就職しているので、やる気があり、退職しにくく離職率が低い。』『仮に5年以上働いても、20代の若さを持ちつつ施設にとってはなくてはならない人材に育っている』『介護福祉士取得の国家試験をクリアしてきているため、ほかの各種資格取得や介護の専門性の深化に対しても現状で満足せずに積極的に取り組む姿勢がある』『若くして介護の仕事を意識しているため、モチベーションが高い』など、17年度調査時に比べ、素直さやフレッシュさに加え「質の高さ」に対しての具体的な回答が多数寄せられた。



C) 高校卒の社会経験不足を補い、より良い介護福祉士になるために望むことについて



左図が26年度の調査結果、次頁上図が17年度の調査結果である。

やはり、高校卒業後の若い人材に対しては、前回同様、「体験（経験）を重ねる」ことを望んでいる。高校卒業時18才であるため、この回答は当然の結果と受け止める。

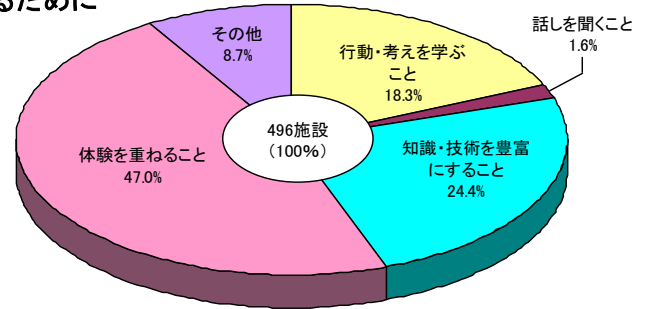
ただ、『(福祉系)高校卒業者に特有の社会経験不足を感じることはなく、新卒者の社会経験不足は、就職後に社会や施設の先輩職員が育むものである』という温かい回答があった。

「知識・技術を豊富にする」という回答に

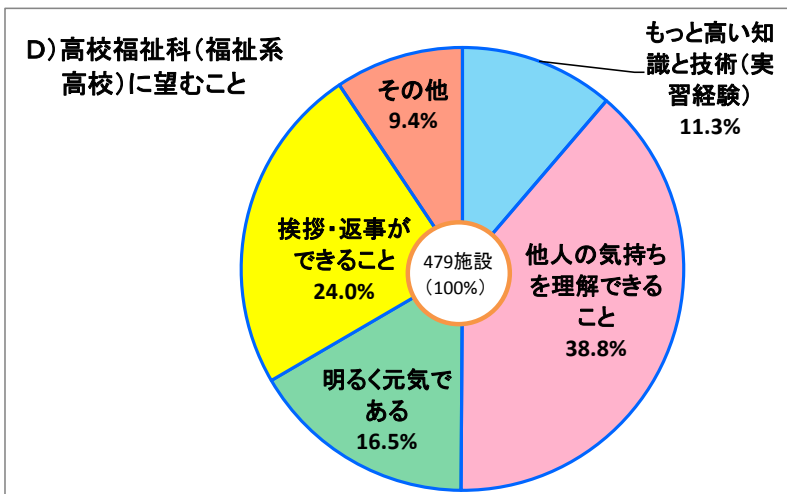
ついては、17年度24.4%だったが現在では16.3%と低くなった。法改正後、福祉系高校が53単位(1855h)の教育を実施し、高校卒業の介護福祉士に以前より知識と技術が備わってきているという結果とみられるのではないかと受け止めている。

「先輩職員の言動や思考を学ぶ」ことについては、『卒業後ではなく在学中に施設で働く先輩職員の話聞く機会を設けて現場を知りながら社会人教育をしてほしい』という意見もあった。

Ⅲ より良い介護福祉士になるために



D) 高校福祉教育(福祉系高校及び特例高校)に望むことについて

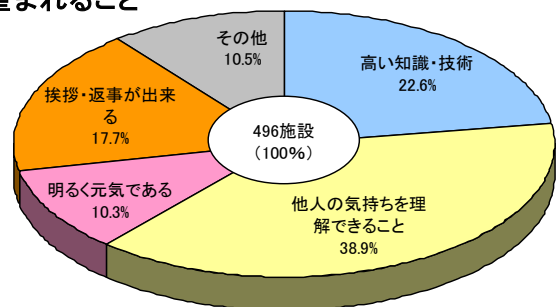


左図が26年度の調査結果、下図が17年度の調査結果である。

この結果をみても設問Cと同じく、高校での福祉教育が過去よりも高い知識と技術を身につけさせているということがわかる。

知識・技術の基礎はしっかりできていると回答下さった施設は多数あり、『1年目はおとなしくても2~3年目に高校での学びが伸びて生きてくる』との意見があった。現在では『奉仕の精神や倫理道徳教育への注力』、『社会のマナーや一般常識・教養を身に付けてほしい』と求めるものが多かった。これについては、学校と家庭における連携的な教育を今後の課題として受けとめる。

Ⅳ 望まれること



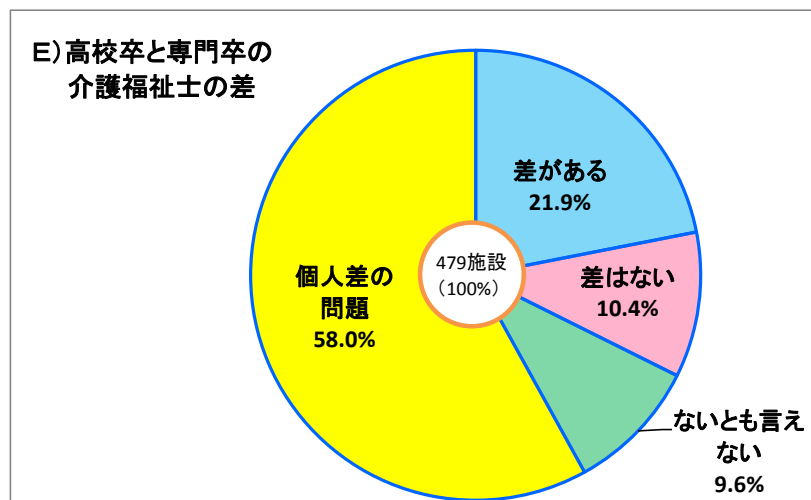
技術面での実習ももちろん大切だが、『ご高齢の方とのコミュニケーションが何よりも大事な介

護の現場では、利用者の方の社会的背景・時代・文化等（明治・大正・昭和の生活史や流行歌など）についても在学中に意識してもらえたらよい』という希望が多数あった。

また、『人材不足である今、将来福祉の仕事を目指す高校生が増えるように福祉の魅力を社会に伝えられる仕組みを学校と施設（法人）ともに協力し合い検討していきたい』との声もあった。高校福祉教育卒業生への期待と必要性を感じる回答であった。

今回の回答を今後の教育に活かせるよう努めたい。

E) “高校卒業の介護福祉士” と “専門学校以上卒業の介護福祉士” の差について



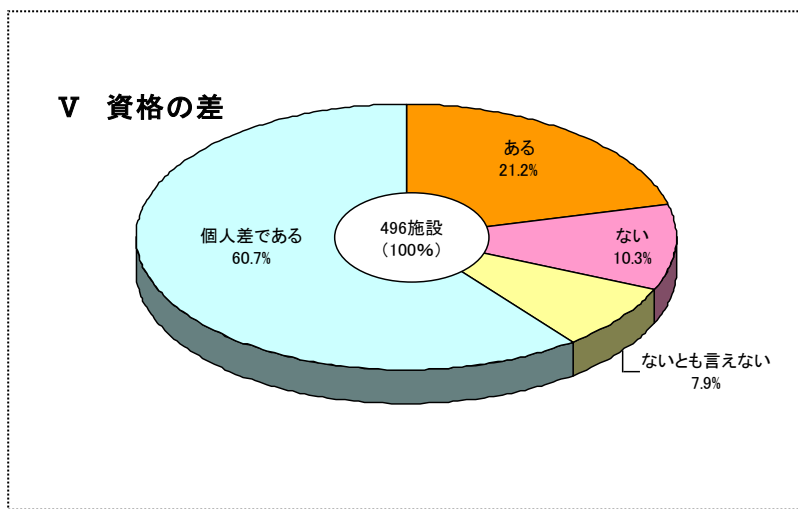
左図が26年度の調査結果、下図が17年度の調査結果である。各項目とも回答結果にほとんど差はない。

結果としては「個人差の問題である」が過去同様多数の意見であった。年齢や社会経験の差は当然と捉えられても、人間性や積極性、コミュニケーション能力等知識・技術では測れない部分での個人差が最も多い意見であった。そのため、逆に知識や技術での差は感じないとの意見も多数あった。

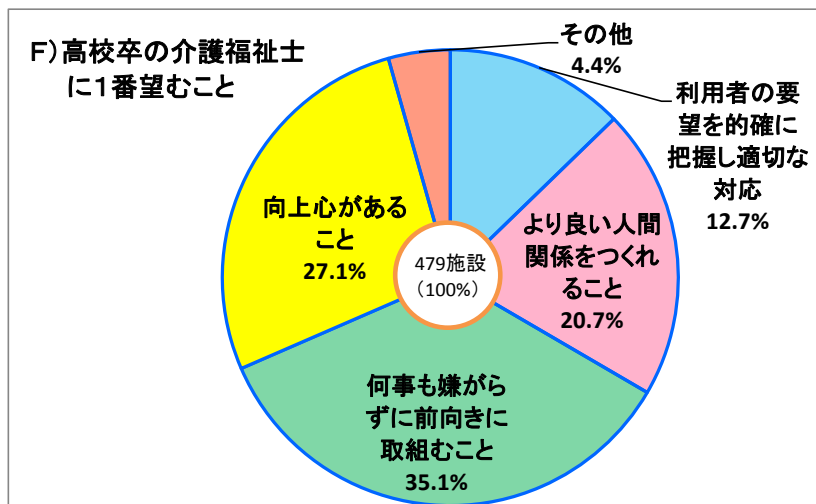
「差がある」という施設の中には、『福祉系高校で学んだ有資格者の方が3年間の

学びでの知識や介護技術の内容が濃く、自分のなりたい姿についてしっかりとした考えをもっている。』『高校卒の採用者の方が離職者も少なく安定した勤務が出来ている。』という回答もあった。

「差がない」と回答した施設では、『高校卒業の介護福祉士の方が介護の仕事が“好き”であり、適応性が高いと感じる』『国家試験をクリアしてきているので学習意欲が高い』『専門学校以上の生徒よりも、資格取得のために国家試験の勉強に真剣に取り組んでいるため非常に優秀な方が多い』などと、高校での福祉教育や資格取得を目指す強い意欲が逆に魅力となっているとうかがえる。



F) 高校福祉教育卒業の介護福祉士に1番望むことについて



左図が26年度の調査結果、下図が17年度の調査結果である。

過去の結果と比較すると、「**利用者の要望を的確に把握し、適切に対応できること**」については22.5%だったものが、12.7%と低くなっている。福祉系高校で**専門的な知識・技術を十分に身に付けて就職しているため、現在の高校卒介護福祉士がより適切な対応が出来ている**という結果である。

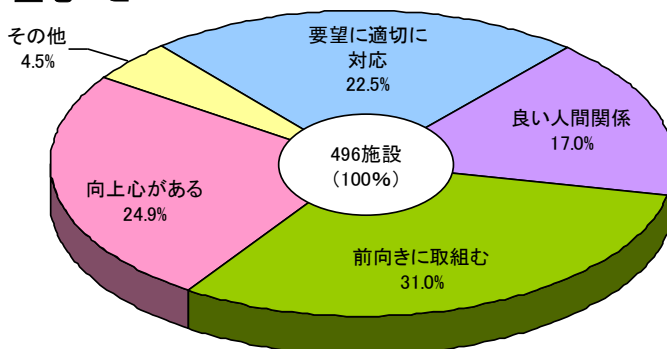
逆に、業務よりも人間関係で悩む方が多いといい、利用者・職員ともに「**良い人間関係をつくれること**」に期待がかかっている。職場でのチームや人間関係が良好であれば、仕事が楽しくなり、気持ちに余裕と優しさが出来、結果、利用者への対応につながり信頼関係がきずける。職場への定着や福祉・介護へのプラスイメージにつながるという期待が今後の人材への課題となっている。

介護の仕事は決してキレイな仕事ではなので、理想と現実とのギャップにショックを受けることもある。そのギャップや現実には負けない信念や前向きな気持ちを若いうちに育ててほしいという施設からの希望は強かった。

以上の結果から、高校福祉教育での介護福祉士養成については、全国の福祉施設からの評価が過去以上に高いものになったと認識でき、法改正時の「これから国民が質の高い介護を受けられるために、次代の介護を担う人材を魅力あるものに、質を高めるために」という理念に沿う成果を5年間で着実に培ってきたということがいえる。

福祉分野カリキュラムの大幅な増単（時間増）により身に付いた知識と技術は、他の養成課程卒業の生徒と同等なものとなっており、且つ、国家試験受験に取り組むことによる「介護福祉士」という資格への高い認識、合格し資格取得へ向けての高いモチベーションを持てる高校福祉教育の在り方は、現在の社会における福祉のニーズに一番応えられる福祉人教育といえるのではないだろうか。

VI 望むこと



2. 福祉系高校の課題及び要請事項

(1) 医療的ケア指導に関する課題と要請

① 専門指導者確保に関する課題

平成26年6月現在で本会加盟校（福祉系高校及び特例校）への調査を行った結果

- ◎ 医療的ケアに関する教員を改めて採用した学校 … 44校（52名）
- ◎ まだ採用していない、若しくは採用する予定はない学校 … 90校

医療的ケアを教授できる教員要件は資料P6のとおりとなっているが、この本則要件を満たす“教員”の確保は非常に難しい。特に高等学校（教育現場）において、医療現場で看護師等として実務経験を5年以上経ている教授者となると稀である。

現在、実務経験5年以上については経過措置として看護科または福祉科での指導経験5年以上についても認めてはいるものの、あくまでも当分の間の経過措置としている。

平成23・24年度に本会主催で行った医療的ケア教員講習会の修了者も195名中90名が学校教育の指導経験のみの有資格者であり、経過措置対象の教員である。実務経験5年以上の要件を満たす有資格者の“教員”はわずか36名であった。

高等学校での指導・教育の内容等を理解していただき、経過措置である看護科または福祉科での指導経験5年以上の有資格者についても要件として認めていただく等、緩和の検討をお願いしたい。

② 教育機器の整備に関する要請

平成23年度の改正後、福祉系高校では25年度入学生から、また特例高校においては24年度入学生から対応できるようにと、各校で医療的ケアに関する教育機器の整備を行い、ほとんどの学校がすでに買い揃えている。

本会加盟校への調査を行った結果、

- ◎ 教育機器をすでに整備した学校 … 109校（他、今年度購入予定 4校あり）
- ◎ 教育機器に要した費用総額 … 全国で約2億5千万円

平均すると1校当たり230万円であるが、調査内では1校でかかった費用の最高額が約900万円という回答もあった。

この医療的ケアに要する機器だけでこれほどの経費がかかっていることを国で認識していただき、助成・補助金等を検討していただきたい。

（機器だけではなく、早期に実施した教員研修や設備投資等への補償も考慮していただきたい）

(2) 資格取得に関する要請 「資格取得方法の一元化実施」

介護福祉士等福祉人材の充足を図るためとはいえ、すぐにではなくとも一元化を実施し、質の向上に関しても考慮すべきである。

福祉系高等学校は、養成施設等と同等水準が担保されるような基準が設定された平成19年の法改正から、平成23年の医療的ケアの導入により平成24年度新制度スタートの延長と新制度を6年間先行実施している。その間、教員研修や設備投資も順次行ってきた。今回、1年間延期となれば福祉系高等学校は国家試験受験後に資格取得という不平等が7年間も続くことになる。

介護福祉士の資格取得の方法の一元化は、介護福祉士の質が担保されるとともに、介護福祉士の社会的な評価を高め、結果的に介護の人材確保に大きく貢献するものと思われる。

(3) 福祉系高校における教員養成に関する課題

資料P4にあるように資格要件の研修はすでに終了している。

あわせて、5年以上の実務にあたる介護現場の実習も25年度までの受講が最終年であった。

教員であり、有資格者で、かつ介護現場での実務経験が5年以上ある人材の確保は極めて難しく、今後、福祉系高校の教員養成のためには文部科学省が開催してきた資格の代替講習を恒常的に開催していただきたい。

また、介護現場に実習も継続的に実施できるようにお願いしたい。

(4) 特例高校と通信制課程での養成を設置要請

平成19年の法改正において、平成25年度の入学生まで認められていた特例高等学校について養成ルートのひとつとして継続できるようにお願いしたい。35単位(1,225時間)＋実務経験9か月により国家試験を受験している特例高等学校の第26回国家試験の合格率は74.4%(加盟校調査)と高い合格率を示している。

また、平成19年の法改正において介護福祉士の養成課程は通学(対面授業)を原則とするとのことから通信課程は認めないとし、経過措置として平成25年度入学生で受け入れが終了している。通信課程(特例高等学校専攻科)の第26回国家試験合格率は70.5%と全体の合格率を上回っている。

少子高齢化の進展する日本の介護を支える人材確保のために、多様なルートでの養成を検討していただきたい。

(5) 養成校同様、介護福祉士等学資金貸付事業を福祉系高校でも適用要請

介護福祉士等修学資金貸付事業の対象は養成施設のみで、福祉系高等学校は対象外となっている。

高等学校において福祉を学んだ卒業生の約8割が福祉に関連する職につき、地域の介護人材として活躍し、評価も十分得ている。介護福祉士養成課程の下位に位置づけられている実務者研修が修学資金貸付事業の対象とされている中で、福祉系高等学校も適用対象に加えていただきたい。